

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則
 ○市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則（一五・教育庁総務課）……………1

教育委員会規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年十月十二日

秋田県教育委員会委員長 太田 宥子

秋田県教育委員会規則第十五号

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正）

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項中「育児休業条例第六条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して」を「当該職員の育児休業をした期間を百分の百の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして」に改める。

第三十七条の三の見出し中「短時間勤務職員」の下に「等」を加え、同条中「地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）について、条例第八条又は任期付職員条例第九条第二項の」を「次の各号に掲げる職員について、当該各号に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 地公法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 条例第八条又は任期付職員条例第九条第二項

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項、第六項若しくは第十一項又は育児休業条例第十九条の規定により読み替えられた任期付職員条例第七条第二項若しくは第三項

三 育児休業法第十八条の規定により採用された短時間勤務職員 育児休業条例第二十三条の規定により読み替えられた条例第六条第三項、第四項又は第六項

第五十条第一項第四号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）を「育児休業法」に改める。

第五十五条第二項中「短時間勤務職員にあつては、」を「地公法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）にあつては」に、

「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「得た数」の下に、「育児休業法第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあつてはその額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、「短時間勤務職員について」を

「短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等について」に改める。

第五十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、育児短時間勤務職員等にあつては、その額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第六十二条に次の一項を加える。

3 育児短時間勤務職員等のへき地手当及びこれに準ずる手当の額の算定における給料の月額、その者の給料の月額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第六十七条第六号中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六十七条の六第二項に次の一号を加える。

五 育児短時間勤務職員等として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業条例第十八条の規定により読み替えられた条例第六条第三項に規定する算出率をいう。第六十八条の五第二項第四号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第六十七條の十一中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第六十八條第四号中「第五条の三第二項」を「第七条第二項」に改める。

第六十八條の五第二項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、同項第七号中「第九条第一項」を「第十九條第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第七十四條中「あつては、」を「あつては」に、「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改め、「数」の下に、「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加え、「とする。」を「とする。」に改める。

（市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部改正）

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則（平成十八年秋田県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号四中「平成三年法律第百十号」の下に、「以下「育児休業法」という。」を加え、同条第八号中「第六条」を「第八条」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）をした職員

第四条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項」に改め、「得た額」の下に「(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 育児短時間勤務をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

- (一) 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に給与条例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (二) (一)に掲げる職員以外の職員 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項中「あつては、」を「あつては」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第三項」に改め、「得た数」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に給与条例第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ」を加える。

附則第十二項第三号中「第四條第五号」を「第四條第一項第六号」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第四条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年秋田県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「が経過措置基準額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一條第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に給与条例

第二十八條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

(秋田県立高等学校管理規則の一部改正)

第五条 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
第四十六條の二中「育児休業」の下に「育児短時間勤務」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第三十七條第三項の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

- 3 平成十九年八月一日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の規則第三十七條第三項の規定の適用については、同項中「百分の百」とあるのは「百分の百(当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一)」とする。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金 一 月 三 千 六 百 七 十 五 円 (税 込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862 8766 FAX 863 0005
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

